

「移住者」って誰？

47.9%の自治体で定義がない実態と、独自に移住者を定義すべきワケ

伊藤将人（国際大学 GLOCOM 研究員・講師）

【本稿の結果とオピニオン】

- ・ 移住促進に取り組む自治体のうち、独自に移住者を定義しているのは 13.2%
- ・ 都道府県の定義を採用している自治体は 31.8%
- ・ 移住者の定義がなく、都道府県の定義も採用していない自治体は 47.9%
- ・ 独自の定義がある自治体の約 3 割が、2015 年度、2016 年度に定義
- ・ 独自に定義している自治体担当者のほうが、施策の効果が大きいと認識する傾向
- ・ 定義がない自治体は、独自の定義をすべき
- ・ 移住者を定義する際には、実態調査と定義決定プロセスへの多様な声の反映を。

し、地方自治体は、人口減少と少子高齢化に伴う人手不足を解決し、地域外からの知識移転やネットワークの拡大を担うものとして期待している。

地方創生 2.0 を掲げ、新しい地方経済・生活環境創生本部(*1)を設置した石破総理にとっても、地方への人の流れの創出は引き続き重要なテーマであることは間違いない。後述の筆者らの調査でも、現在、移住促進に取り組む自治体のうち、約 3 割が今後取り組みを拡大していく予定で、約 6 割の自治体も現在の取り組みを維持する予定である。

◆ 問題となる「移住者とは誰か」

こうした中で、いま問題となっているのが移住者の定義である。現在の移住促進施策では、多くの自治体で、「転入者と移住者は異なる」という政策アイディアが共有されている。図 1 の通り都道府県ごとの移住者数と転入者数に大きなズレがあることから、このことはわかる。移住者数＝転入者数ではないし、移住者数の増加＝転入者数の増加でもないのである。

2024 年時点で、全国共通の移住者の定義はない。また、一律の調査も行われていない。そのため、移住

◆ ますま重要性を増す地方への移住促進施策

地方への移住促進施策は、いまや国にとっても自治体にとっても重要な位置づけとなっている。政府は、東京一極集中の是正と地方の過疎化を同時に解決し、国土の持続可能性を高める方策として期待

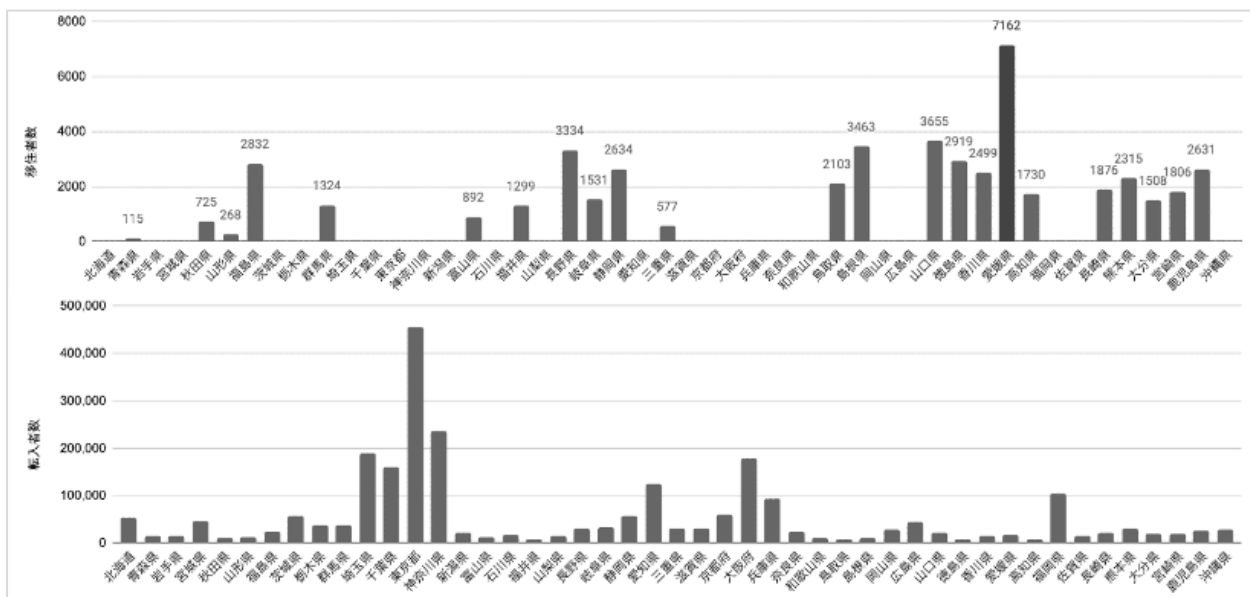


図 1：都道府県における「移住者数」と「転入者数」（伊藤,2024）

促進施策は各都道府県もしくは市区町村の独自の定義によって、移住者を定め、制度の対象者を決定し、独自の調査によって実態を把握し政策評価へと活かしている状況にある。

全国共通の定義をめぐるのは、自治体担当者や移住促進に取り組む団体から定義を統一すべきという声があがっている一方で、総務省や内閣官房の担当部署は、定義の統一には消極的な態度を示している(*2)。

筆者は、こうした現状に対して、自治体が独自に定義している現状を正しく評価した上で、全国共通の定義の必要有無を議論すべきという立場である。そこで本稿では、筆者らが 2024 年 10 月に行った全国の 1,741 市区町村を対象とした移住促進施策に関する実態調査（有効回答は 429 件）の結果をもとに、自治体における移住者の定義の実態を紐解いていきたい(*3)。

◆ 定義なしが 47.9%、

独自の定義がある自治体は 13.2%のみ

移住者の定義については、筒井（2021）が都道府県による定義の有無と内容を調査している。それによれば、2020 年時点で、移住者数を毎年集計しているのは 35 府県、移住者の定義があるのは 28 府県であった。しかし、これまで市区町村における移住者の定義の実態を明らかにしたものは存在しなかった。

今回、回答があった自治体の中で移住促進に取り組んでいる 355 自治体（回答全体の 83.1%）のうち、移住者を独自に定義している自治体は 13.2%（47 自治体）に留まることが明らかになった。他は、都道府県の定義に則っている自治体が 31.8%（113 自治体）、定義がない自治体が 47.9%（170 自治体）という回答であった（図 2）。この結果から、移住促進施策を行っている自治体の約半数は、独自の定義も都道府県の定義も用いず、誰が自地域にとっての移住者か厳密にはわからない状態で施策を展開している現状がはじめて明らかになった。

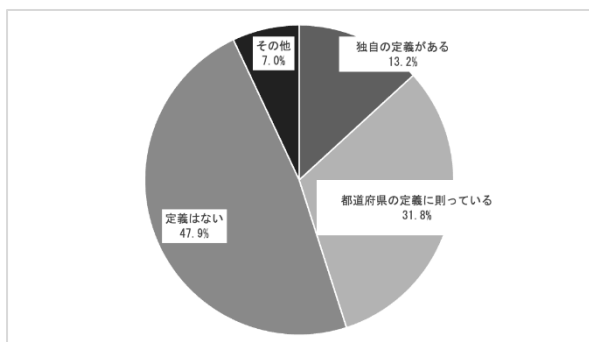


図 2：自治体における「移住者」の定義の有無

◆ 2016 年度に最も多くの自治体が定義、近年は新規が減少傾向

「独自の定義がある」と回答した自治体に対して、定義した時期を質問したところ、回答した 46 自治体のうち、地方創生が始まり本格化した 2015 年度、2016 年度に設定したのが 14 自治体、COVID-19 のパンデミックにより地方移住への関心が高まった 2020 年度に設定したのが 7 自治体という結果であった（図 3）。

2000 年代半ばから後半に設定した自治体は、2007 年問題を契機とした団塊の世代の移住促進に関心が高まった時期に設定したものと思われる。一方で、2021 年度以降、独自の定義を行う自治体が維持もしくは緩やかな減少傾向にあるのは気になる。

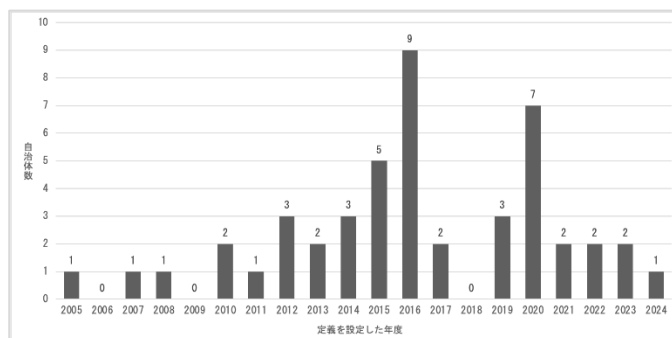


図 3：独自の定義を有する自治体が、定義を設定した年度

表 1（3 頁掲載）は、独自に定義を設定している自治体に、具体的な定義の内容を回答してもらった結果である(*4)。定義の傾向をみていくと、「移住相談窓口」「移住相談支援」といった、移住相談に関する何らかの取り組みを経由した転入者を移住者の定義に含む自治体が多いことが読み取れる。また、住宅支援金や滞在費補助をはじめとする、何らかの移住関連補助金を利用した転入者を移住者の定義に含む自治体が一定数あることも読み取れる。

◆ 独自に定義している自治体の担当者は、施策の効果が大きいと認識する傾向

本調査では、移住者に関する独自の定義の有無と、移住促進施策の効果をめぐる担当者の認識に関連性があるのかも分析した。

その結果、表 2 の通り、独自の定義がある自治体の担当者は、都道府県の定義に則っている自治体や、定義がない自治体の担当者と比較して、移住促進施策の効果が大きいと認識している傾向があることが明らかになった。独自の定義がある自治体で

国庫町の補助金を活用して移住された方
移住促進施策を利用した人、都道府県の移住相談窓口を利用した人、市町村の移住相談窓口を利用した人、定住の意思を有する人、転入時のアンケートにて移住者と判断できる項目を選択した人
自分の意志で「新しい暮らし方」をするため、転出・転入すること
当市の移住施策(移住者住宅支援事業、新生活応援事業、お試し滞在費補助事業等)を活用して移住した人数
「移住者」そのものに定義はないが、移住実績としてカウントする移住者は、「町の移住相談窓口を通じて転入した方」又は「町の何らかの移住施策を利用して転入した方」としている
移住に係る支援金を受領して転入された方
移住サポートセンターを通じて転入に至った方
住民異動届にアンケート票を設け、転入及び転出時にその理由を「就業・就職」「起業」「転勤」「通学」「結婚」「Uターン」「その他」の7項目から任意に選択していただき、「起業」「結婚」「Uターン」を選択した方
「会社等の転勤」または「通学」による異動を除き、住民登録を市外から市内に移した方
進学または就職等のため市外に於て5年以上居住していた市内出身者および市外に居住していた者が定住の意思をもって転入すること
転勤・進学による転入や、県内自治体からの転入は移住支援制度(補助金)の補助対象者からは除外している
市外からの転入者
会場等への移住相談や移住体験住宅の利用、移住相談会などのイベントでのブースへの訪問など、町内の移住施策に参加した方が移住した方
市内に転入して以後2年を経過していない、かつ当該転入した日直前1年間に市内に居住していなかった者
本市から委託している「移住相談窓口」を通して移住してした人を「移住者」として計上している
移住相談窓口を利用した方で移住された方
本市の移住関連事業を通じて移住した人
国・県の実績報告との整合性を図った定義を設けている。新卒で戻ってきたら非移住者、転勤・転職住宅、寮などに住んでいる人は移住者に含まない
市外から市内に定住された方
本市の移住支援制度等を活用し転入した方(ただし、転勤や進学のための転入は除く)本市に住民登録後、継続して5年以上居住する意思がある方
市の移住相談窓口を通して移住した方(窓口に移住相談をした方、移住支援制度を活用した方)
「移住ワンストップ窓口」に相談した市外からの転入者
移住希望登録者や移住の補助金の利用者、移住についての相談などにより担当部署で把握している人数
移住相談窓口又は移住に関する補助制度を活用したものの
本市の移住支援制度を利用して転入した者
当市の移住施策(移住者住宅支援事業、新生活応援事業、お試し滞在費補助事業等)を活用して移住した人数
市の相談窓口を利用して転入した人
本市に転入する直前に居住していた市町村において、転出届を提出した日より別に本市の移住相談窓口において移住相談登録を行った者
趣意に定めているわけではないが、総合戦略のKPIとして市の定住・移住サポーター制度を通して移住した数を移住の基準の一つとしている
町移住施策(移住相談や補助事業等)を経由し、町外から転入された方
村内に定住するために新築住宅又は中古住宅を取得した者、+2年以上村外に住所を有しかつ、村内に転入して1年未満の世帯・公共料金に滞納がないこと、等
移住関連施策を通じて移住・転入してきた方
転入者のうち、自分の意志ではないもの(転勤など)を除いた者
市の移住相談窓口を通じて移住した世帯数及び人数
空き家バンクを通じ移住された方
移住相談窓口を通じて移住された方(＝把握している数)
移住前3年間本市に移住がなく、移住後1年未満の方
町区域内に住所を有する日前1年間、町の区域内に住所を有さない者
移住フェア等への出席をされた方、移住体験をされた方に限定
町の移住相談窓口が関わった移住件数
町外からの転入者(Uターン含む)ただし、町外在住5年以上
本市の移住関連施策を通じて移住した者
住民票の異動届を受領する際に行っているアンケートにおいて、転入理由として転勤・就職・起業・結婚・趣味、私生活の充実を選択したものを移住者として定義している

表 1：独自の定義の例

は、「効果が大きい」+「どちらかといえば効果が大きい」が 83.0%であるのに対して、都道府県の定義に則っている自治体は 51.3%、定義がない自治体は 48.9%と大きく差がある結果となった。認識はあくまで担当者の認識に基づく効果の評価であり移住者数や転入者数の増加を意味する訳では無く、独自に定義する自治体の数が限られる中での結果であるが、これは大きな発見である。

	効果が大きい	どちらかといえば効果が大きい	どちらかといえば効果が小さい	効果が小さい
独自の定義がある	23.4% (11)	59.6% (28)	14.9% (7)	2.1% (2.1)
都道府県の定義に則っている	9.7% (11)	41.6% (47)	38.1% (43)	10.6% (12)
定義はない	8.4% (14)	40.1% (67)	41.9% (70)	9.6% (16)

表 2：定義の有無と移住促進施策の効果の認識の関連性

◆ 住民の声を反映した、地域独自の移住者の定義を

最後に、実際の施策への含意を簡潔に示したい。

まず、2010 年代後半以降、政策現場において EBPM (エビデンスに基づく政策立案) (*5)が推進される中で、政策の効果・有効性を評価するために不可欠な移住者の定義がなく、都道府県の定義にも則っていない自治体が約 5 割弱にのぼることは課題だと考えられる。政策評価への活用だけでなく、定義がなければ公正かつ平等な移住促進・移住支援は成立しないため、自治体には都道府県の定義を採用したり、独自に定義することが求められる。

また、本調査では、独自に移住者を定義している自治体の担当者は、移住促進施策の効果も大きいと認識している傾向が明らかになった。注目すべきは、都道府県の定義に則っている自治体と、定義がない自治体ではほとんど差がないことである。つまり、上位政府の定義に従うのではなく、独自に移住者を定義することにこそ意味があることが示唆される。

では、なぜ移住者を独自に定義する自治体のほうが、移住促進施策の効果も大きいと認識する傾向が

あるのだろうか。定義と効果の関係性についてはさらに調査分析を進める必要があるが、地理的・空間的な出入りの数である転入者に対して、移住者の定義には、自治体それぞれの地域課題や目指す方向性が反映されている。だからこそ、自治体間で定義が異なっている。各自治体は、「どんな人の移住を支援したいのか」「どんな人に地域に来てほしいのか」を、明確にすること、つまり移住者の定義を考えることが重要なのである。その際には、担当者だけ、担当者と地域おこし協力隊だけではなく、地元住民や移住して年月が経った住民など、多様な人々の移住者をめぐる認識と地域へのニーズを反映することが必要である。

参考文献

- ・伊藤将人（2024）『数字とファクトから読み解く 地方移住プロモーション』学芸出版社.
- ・筒井一伸（2021）「田園回帰時代の農村」筒井一伸編『田園回帰がひらく新しい都市農山村関係——現場から理論まで』ナカニシヤ出版, 12-33.
- ・内閣府（2024）「内閣府における EBPM への取組」.

*1 内閣官房（2024）「新しい地方経済・生活環境創生本部」

https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_chihousousei/index.html

*2 日本農業新聞（2022 0 「「移住者」道府県で定義バラバラ 若者に高まる関心も...実態つかめず」（閲覧日,2023.3.1）

*3 調査は 2024 年 10 月に行われた。研究代表者：伊藤将人（国際大学 GLOCOM）、共同研究者：包薩日娜（国立環境研究所）、堂免隆浩（一橋大学）。調査実施にあたっては、地方公共団体金融機構「若手研究者のための地方財政研究助成事業」の助成を受けた。

*4 定義から自治体が特定可能な定義は省くか、もしくは定義の解釈に影響がない範囲で自治体名を削除している。

*5 政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠（エビデンス）に基づくものとする（内閣府,2024）。